

○地方競馬全国協会会計規程 (原文縦書)

昭和三十七年十二月二十日

昭和三十七年度規約第八号

改正 昭和三八年 八月 三日 昭和三八年度規約第 五号  
昭和三九年 三月三一日 昭和三八年度規約第一一号  
昭和四一年 七月 一日 昭和四一年度規約第 一号  
昭和四三年 三月三〇日 昭和四二年度規約第 六号  
昭和四四年 三月二八日 昭和四三年度規約第 六号  
昭和四五年 三月二六日 昭和四四年度規約第 九号  
昭和四九年 三月三〇日 昭和四八年度規約第一二号  
昭和五三年 三月二八日 昭和五二年度規約第一一号  
昭和五三年 九月 四日 昭和五三年度規約第 五号  
昭和五五年 三月三一日 昭和五四年度規約第一〇号  
昭和五六六年 三月二〇日 昭和五五年度規約第一〇号  
昭和五七年 五月三一日 昭和五七年度規約第 三号  
昭和六一年 三月二十四日 昭和六〇年度規約第 三号  
平成 三年 九月一三日 平成 三年度規約第 六号  
平成 七年 四月 三日 平成 六年度規約第一〇号  
平成一〇年 三月二三日 平成 九年度規約第 七号  
平成一一年 三月三一日 平成一〇年度規約第 五号  
平成一七年 三月三一日 平成一六年度規約第 七号  
平成一八年 三月三一日 平成一七年度規約第 三号  
平成二〇年一〇月 九日 平成二〇年度規約第 四号  
平成二一年 四月一七日 平成二一年度規約第 一号  
平成二一年 八月二十四日 平成二一年度規約第 二号  
平成二四年 七月一九日 平成二四年度規約第 三号  
平成二四年 九月一四日 平成二四年度規約第 四号  
平成二四年一二月二八日 平成二四年度規約第 八号  
平成二五年 四月 一日 平成二五年度規約第 一号  
平成二七年 三月三一日 平成二六年度規約第 七号  
平成二八年一二月 八日 平成二八年度規約第 六号  
令和 五年 三月二八日 令和 四年度規約第 八号

目次

- 第一章 総則（第一条－第十三条）
- 第二章 資産（第十四条－第二十条）
- 第三章 負債及び純資産（第二十一条－第二十七条）
- 第四章 予算（第二十八条－第三十三条）
- 第五章 収入及び支出（第三十四条－第三十九条）

第六章 債権、物品及び固定資産（第四十条一第四十二条）

第七章 決算（第四十三条）

第八章 契約（第四十四条一第四十八条）

第九章 会計監査及び責任（第四十九条一第五十四条）

第十章 雜則（第五十五条一第五十六条）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この規程は、地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令（昭和三十七年農林省令第三十九号。以下「省令」という。）第十八条第一項の規定により、地方競馬全国協会（以下「協会」という。）の財務及び会計に関する基準を確立して、協会の事業の能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

### （適用範囲）

第二条 協会の財務及び会計に関しては、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号。以下「法」という。）及び省令その他協会の財務及び会計に関し、適用又は準用される法令の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

### （会計原則）

第三条 協会の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- 一 協会の財政状態及び経営成績について、真実な内容を明瞭に表示すること。
  - 二 全ての取引について、正規の簿記の原則に従って、正確な記帳整理をすること。
  - 三 資本取引と損益取引とを明瞭に区分して経理すること
  - 四 会計処理の方法及び手続を毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- 2 協会の会計に関して、この規程に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる会計基準に従う。

### （年度所属区分）

第四条 協会の会計においては、資産、負債及び純資産の増減異動並びに収益及び費用を、その原因たる事実の発生した日により年度所属を区分するものとし、その日を決定し難い場合は、その原因たる事実を確認した日により年度所属を区分する。

### （勘定区分及び勘定科目）

第五条 協会は、次に掲げる業務以外の業務に係る経理については、競馬業務勘定を設けて整理するものとする。

- 一 法第二十三条の四十二各号に掲げる業務
  - 二 法第二十三条の三十六第一項第七号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 2 協会の経理は、畜産振興勘定、競走馬生産振興勘定、競馬活性化勘定及び競馬業務勘定については、それぞれ貸借対照表勘定たる資産勘定、負債勘定及び純資産勘定並びに損益勘定たる利益勘定及び損失勘定の各勘定に区分して行い、各勘定を別表第一の勘定科目表に定める科目に区分して整理するものとする。
- 3 前項の規定による各勘定科目の内訳科目は、理事長が別に定める。

### （財務諸表）

第六条 法第二十三条の四十一の規定により作成する財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下

「財務諸表」という。) の様式は、別表第二に定めるとおりとする。

(会計単位)

第七条 協会の会計は、本部会計及び地方競馬教養センター会計（以下「教養センター会計」という。）の会計単位に区分して経理する。

- 2 本部会計においては、本部の経理を行うとともに教養センター会計の経理の監理を行い、教養センター会計においては、同所の経理を行うものとする。
- 3 本部会計の長は、経理担当理事、教養センター会計の長は、地方競馬教養センター所長をもつて充てる。
- 4 理事長は、各会計単位を統括するものとする。

(会計機関)

第八条 協会は、各会計単位ごとに次の各号に掲げる会計機関を設けるものとする。

- 一 契約担当役
  - 二 出納命令役
  - 三 出納役
- 2 前項第一号の契約担当役は、各会計単位の長をもって充て第二号の出納命令役、第三号の出納役は理事長が任免する。
  - 3 理事長は、前項により任命した会計機関が出張その他事故がある場合は適当と認める者にその職務を代理させることができる。
  - 4 会計単位の長は、出納役に所属して出納の事務を取り扱う機関として出納員を設けることができる。

(会計機関の職務)

第九条 契約担当役は、契約その他収入又は支出の原因となる行為及び債権の管理を担当する。

- 2 出納命令役は、債務者に対する納入の請求、出納役に対する現金、預金、有価証券、物品（現金、預金、有価証券及び固定資産以外の一切の動産をいう。以下同じ。）及び固定資産の出納命令並びに勘定科目相互間の振替命令を担当する。
- 3 出納役は、現金、預金、有価証券、物品及び固定資産の出納保管並びに勘定科目相互間の振替を担当する。

(会計機関の兼職禁止)

第十条 会計機関のうち、契約担当役と出納命令役、出納命令役と出納役とは、それぞれ兼ねることができる。ただし、理事長が業務運営上やむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(帳簿)

第十一條 協会は、予算及び会計に関する帳簿を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記帳するものとする。

(伝票)

第十二条 協会の資産、負債及び純資産の増減異動並びに収益及び費用の発生に関する一切の取引については、会計伝票を作成し、これにより記帳整理する。

(資金前渡出納担当者)

第十三条 理事長は、遠隔地において支払う経費その他その経費の性質上契約の締結から現金の支出に至るまでの支出に関する一切の行為を一定の場所において速やかにしなければならない経費を支出する必要がある場合には、協会の役員又は職員のうち、適当と認める者を資金前渡出納担

当者として指名することができる。

- 2 出納役は、前項の資金前渡担当者に対して、所要の金額を予定し、事務上差し支えのない限り分割して資金を前渡しすることができる。
- 3 資金前渡出納担当者は、第九条の規定にかかわらず、当該資金前渡の目的の範囲内における契約の締結、当該契約についての検収、検収した物品の出納保管及び前渡資金の出納保管に係る一切の事務を行うことができる。

## 第二章 資産

### (資産の区分)

第十四条 資産は、流動資産及び固定資産に区分する。

#### (流動資産)

第十五条 流動資産は、現金、預金、有価証券(貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来する有価証券をいう。)、貯蔵品、未収金、未収利息、前払金、仮払金、前渡金、貸倒引当金その他これらに準ずるものとする。

#### (有価証券の貸借対照表価額)

第十六条 満期まで所有する意図をもって保有する金融債その他の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

- 2 前項ただし書に規定する場合において、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- 3 前項の「取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券」とは、その差額が1%未満の債券をいう。

#### (固定資産)

第十七条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して整理する。

- 2 有形固定資産は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 建物(附属設備を含む。耐用年数一年未満又は取得価額十万円未満のものを除く。)
  - 二 構築物(耐用年数一年未満又は取得価額十万円未満のものを除く。)
  - 三 車両(耐用年数一年未満又は取得価額十万円未満のものを除く。)
  - 四 備品(耐用年数一年未満又は取得価額十万円未満のものを除く。)
  - 五 馬ひつ(耐用年数一年未満又は取得価額十万円未満のものを除く。)
  - 六 土地(立木竹を含む。)
  - 七 馬場施設(耐用年数一年未満又は取得価額十万円未満のものを除く。)
  - 八 建設仮勘定に属する資産
  - 九 リース資産(通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行ったファイナンス・リース物件で、当該物件が前各号のいずれかに区分可能なものに限る。)
  - 十 前各号に準ずるもの
- 3 無形固定資産は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 借地権
  - 二 電話加入権
  - 三 ソフトウェア(耐用年数一年未満又は取得価額十万円未満のものを除く。)

四 リース資産(通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行ったファイナンス・リース物件で、当該物件が前各号のいずれかに区分可能なものに限る。)

五 前各号に準ずるもの

4 投資その他の資産は、次の各号に掲げるものとする。

一 長期性預金(貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金をいう。)

二 金銭信託

三 投資有価証券(貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない有価証券をいう。)

四 関係会社株式

五 特定資産

六 敷金・保証金

七 長期未収金

八 貸倒引当金

九 前各号に掲げるもののほか、有形固定資産又は無形固定資産に関するもの以外の固定資産  
(固定資産の貸借対照表価額)

第十八条 固定資産の貸借対照表価額は、その取得のために要した直接費及び間接費の合計額とする。ただし、寄附又は交換により取得した固定資産については、適正な評価額による。

2 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その価額を削除する。

3 固定資産の価額を削除したときは、その額を費用として計上する。この場合において当該資産が次条の減価償却資産であるときは、その取得価額と減価償却済額との差額を費用として計上する。

4 前項の場合において、当該固定資産を譲渡し、撤去し、若しくは廃棄することにより対価を得たときは、その対価の額と費用に計上すべき額との差額を費用又は収益として計上する。

5 固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることができます。

(減価償却資産)

第十九条 協会は、第十七条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号並びに同条第三項第三号及び第四号に掲げる固定資産(以下「減価償却資産」という。)につき、毎事業年度末において別表第三の固定資産耐用年数表に定める基準により、減価償却を行うものとする。

2 減価償却資産の老朽化又は陳腐化等による減耗の補充その他特に必要がある場合は、前項の規定にかかわらず特別償却又は償却の繰延べを行うことができる。

(減価償却)

第二十条 減価償却は、毎事業年度はじめの減価償却資産の帳簿価額(事業年度中に取得した減価償却資産は、その取得した帳簿価額)を基礎として、定額法による個別償却(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第百三十三条の二第一項に規定する一括償却資産を除く。)とし、その整理は、間接法(無形固定資産については、直接法)によるものとする。

2 減価償却は、その累計額が取得価額から一円を控除した金額(法人税法施行令第百三十三条の二第一項に規定する一括償却資産及び同令第十三条第八号に規定する無形固定資産については取得価額)に達するまで行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、第十七条第二項第九号及び同条第三項第四号のリース資産のうち、所有権が借主に移転すると認められないものについては、残存価額を0円とし定額法により償却するものとする。

4 前項のリース資産の耐用年数は、当該物件のリース期間とする。

### 第三章 負債及び純資産

#### (負債及び純資産の区分)

第二十一条 負債は、流動負債及び固定負債に区分する。純資産は、資本剰余金及び利益剰余金に区分する。

#### (流動負債)

第二十二条 流動負債は、短期借入金、未払金、未払費用、前受金、預り金、仮受金、賞与引当金、リース債務（通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行ったファイナンス・リース取引における負債で、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限が到来するものに限る。）その他これらに準ずるものとする。

#### (退職給付引当金)

第二十三条 役職員への退職金若しくは退職手当支給に備えるため、退職給付引当金を計上する。

2 退職給付引当金は、毎事業年度末において、当該事業年度末日に在籍する全役職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給付金の見込み額を計上する。

#### (固定負債)

第二十四条 固定負債は、長期借入金、長期未払金、退職給付引当金、長期預り補助金、リース債務（通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行ったファイナンス・リース取引における負債で、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限が到来しないものに限る。）等その他これらに準ずるものとする。

#### (資本剰余金)

第二十五条 資本剰余金は、固定資産の贈与その他資本取引によって生ずる剰余金とする。

#### (利益剰余金)

第二十六条 利益剰余金は、積立金及び当期利益金とする。

#### (欠損金)

第二十七条 欠損金は、繰越欠損金及び当期損失金とする。

### 第四章 予算

#### (予算の実施計画の示達)

第二十八条 理事長は、法第二十三条の四十の規定により農林水産大臣の認可を受けた予算に基づき、各会計単位別に予算実施計画を定めて各会計単位の契約担当役に示達するものとする。

2 理事長は、必要があるときは、前項の規定により各会計単位の契約担当役に示達した予算実施計画を変更することがある。この場合には、理事長は、変更した予算実施計画を各会計単位の契約担当役に示達する。

#### (予算の実施)

第二十九条 各会計単位の契約担当役は、前条の予算実施計画の範囲内において、契約その他支出の原因となる行為を行うものとする。

2 契約担当役は、前条の規定により示達された予算実施計画に基づく予算を流用し、又は当該予算実施計画に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適當かつ必要であ

るときは、理事長の承認を受けて、彼此流用することができる。

(予算の繰越し)

第三十条 各会計単位の契約担当役は、予算を翌事業年度に繰り越して使用する必要があるときは、理事長の承認を受けなければならない。

(支払計画の示達)

第三十一条 理事長は、法第二十三条の四十の規定により農林水産大臣の認可を受けた予算に基づき、支払計画を定め、これを各会計単位の出納命令役に示達するものとする。

2 理事長は、必要があるときは、前項の規定により出納命令役に示達した支払計画を変更することがある。この場合には、理事長は、変更した支払計画を出納命令役に示達する。

3 出納命令役は、前二項の支払計画の範囲を超えて支払の命令を発することができない。

(支払計画の繰越し)

第三十二条 出納命令役は、示達を受けた支払計画のうち事業年度内の支払の終わらなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用する場合には、五月二十日までにその金額を理事長に報告しなければならない。

(資金の配付)

第三十三条 理事長は、第三十一条第一項の規定により定めた支払計画に基づき教養センター会計の長に資金を配付するものとする。

2 前項の規定は、支払計画変更の場合に準用する。

第五章 収入及び支出

(収納及び支払)

第三十四条 現金の収納又は支払をする場合は、出納命令役において、その根拠となる収納及び支出の内容を調査決定のうえ債務者に対し納入を請求し、又は出納役に対し、収納若しくは支払の命令を発するものとする。

2 出納役は、出納命令役の命令により現金の出納を行うものとする。

3 前二項の規定は、有価証券の受入れ又は払出しの場合に準用する。

(現金の収納及び支払)

第三十五条 出納役は、現金を収納したときは、領収証書を納入者に交付し、支払をしたときは、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、理事長が認めたときは、領収証書の交付及び受け取りを省略し、これに代わる書類をもって処理することができる。

2 前項の規定により収納した現金を、直ちに支払に充ててはならない。

3 現金の支払は、原則として、小切手によるものとする。

(現金の管理)

第三十六条 出納役は、業務に必要な手もと現金を除き、保管金を全て省令第十七条第一号の金融機関又は郵便局に預け入れるものとする。

(前金払及び概算払)

第三十七条 業務の運営上特に必要あるときは、次の各号の一に該当し、かつ、相手方の信用が確実である場合若しくは確実な保証がある場合に限り、前金払又は概算払とすることができる。

一 前金払又は概算払をすることにより契約等を有利になしうること。

二 契約等の性質上又は慣習上前金払又は概算払が必要であること。

2 前項の規定により前金払をすることができるのは、次の各号（第四号を除く。）に掲げる経費

とし、概算払をすることのできる経費は、第一号から第六号までに掲げる経費に限るものとする。

- 一 工事請負代金及び物品の製作又は購入代金
- 二 委託費
- 三 官公署に対して支払う経費
- 四 補助金又は助成金
- 五 負担金
- 六 旅費又は通信費
- 七 定期刊行物の代価及び放送受信料
- 八 土地、建物その他の物件の借料
- 九 諸謝金
- 十 運賃又は保険料

3 前項第一号の前金払又は概算払をする場合の金額は、業務上特別の必要がある場合を除き、契約金額又は契約の予定金額の三割以内とする。

(部分払)

第三十八条 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物品の購入契約に係る既納部分に対し、契約担当役が必要と認めるときは、その代価の一部を支払うことができる。この場合において、その支払うことのできる金額は、工事又は製造その他の請負契約については、その既済部分に対する代価の十分の九に相当する金額を、物品の購入契約については、その納入済の部分に対する代価を超えることができない。

(払戻し及び戻入れ)

第三十九条 事業年度内の受入れに係る現金で過誤納となったものの払戻しは、当該事業年度の受入科目から払い戻すものとし、事業年度内に支払った現金で過誤払となったものは、当該事業年度の払出科目に戻し入れるものとする。ただし、当該事業年度を経過した返納金及び納入金については、それぞれ現年度の支出及び収入に組み入れるものとする。

## 第六章 債権、物品及び固定資産

(債権の管理)

第四十条 債権の管理については、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も協会の利益に適合するように処理しなければならない。

(物品及び固定資産)

第四十一条 協会の物品及び固定資産は、常に良好な状態において管理し、その用途に応じて最も効率的に運用しなければならない。

第四十二条 協会の物品及び固定資産は、適正な対価なくしては、これを貸し付け、使用させ、譲渡し、又は交換することができない。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

## 第七章 決算

(月次報告)

第四十三条 教養センター会計の契約担当役及び出納命令役は、次の書類を毎月作成し翌月二十日までに本部会計の契約担当役に提出するものとする。ただし、三月分については翌事業年度の五月十日までに提出するものとする。

- 一 収入済額報告書

## 二 支出済額報告書

### 三 合計残高試算表

- 2 本部会計の契約担当役及び出納命令役は、本部会計及び教養センター会計を総括した前項第一号から第三号までの書類を毎月作成し翌月末日までに理事長に提出しなければならない。ただし、三月分については翌事業年度の五月二十日までに提出しなければならない。

## 第八章 契約

### (契約の方式)

第四十四条 協会における契約は、全て公告して一般競争入札に付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、別に定めるところにより、指名競争契約又は随意契約によることができる。

- 一 災害復旧その他緊急を要する場合で一般競争に付するいとまがないとき。
  - 二 契約の性質又は目的が一般競争に適しないとき。
  - 三 軽易な契約の場合及び一般競争に付することが不利と認められるとき。
  - 四 その他業務上特に必要があると認められるとき。
- 2 前項ただし書の規定により指名競争契約によろうとするときは、なるべく五人以上を指名し、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者より見積りを徴しなければならない。

### (予定価格の設定)

第四十五条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約につき予定価格を設定しなければならない。ただし、契約の性質上又は目的により予定価格の設定を要しないと認められるものについては、競争入札に付する場合を除き、予定価格の設定を省略することができる。

### (契約書)

第四十六条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な要件を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が少額の契約その他契約書の作成を要しないと認められる契約については契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

### (保証金)

第四十七条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から入札金額（インターネットを利用した物品等の売払い手続（以下「ネットオークションシステム」という。）にかかる入札の場合にあっては、予定価格）の百分の十以上の入札保証金を、契約を締結する者から契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、これらの者の信用が確実であり、理事長が特に認めた場合にあっては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の保証金の納付は、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

### (監督・検査)

第四十八条 契約担当役は、契約を締結したときは、契約の履行を確保するため、その履行の状況を監督しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が監督を要しないと認められるものについては、この限りでない。

- 2 契約担当役は、契約の相手方が履行を完了したとき、又は履行中において必要があるときは、

その履行の結果を検査しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が検査を要しないと認められるものについては、この限りでない。

## 第九章 会計監査及び責任

### (会計監査)

第四十九条 理事長は、予算の執行及び会計の適正を期するため、特に命じた職員に会計監査を行わせるものとする。

2 理事長は、前項によるもののほか、必要に応じ、財務諸表、当期利益金処分（損失金処理）計算書、注記表及び附属明細書について、会計監査人の監査を受けるものとする。

### (契約担当役等の責任)

第五十条 契約担当役及び出納命令役は、故意又は重大な過失による行為により協会に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

### (出納役の責任)

第五十一条 出納役は、善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金、預金、有価証券、物品及び固定資産を亡失し、又はき損したときは、その損害の弁償の責に任じなければならない。

### (物品使用者等の弁償責任)

第五十二条 前条の規定は、役員又は職員が業務の遂行上保管し、又は使用する協会の物品及び固定資産（借用の場合を含む。）を亡失し、又はき損したときに準用する。

### (資金前渡出納担当者の弁償責任)

第五十三条 第五十条及び第五十一条の規定は、第十三条第一項の資金前渡出納担当者について準用する。

### (弁償責任と検定及び弁償命令)

第五十四条 理事長は、契約担当役その他の会計機関及び役員又は職員が協会に損害を与えたときは、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。

2 理事長は、前項の規定による検定の結果弁償の責があると認めるときは、第五十条及び第五十一条の規定によりその者に対し弁償を命ずる。ただし、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

## 第十章 雜則

### (会計事務細則等)

第五十五条 この規程の施行に関し、必要な事項及び会計事務の手続等については、別に定める。

### (残余財産の取扱い)

第五十六条 協会が解散した場合の残余財産は、別に法律の定めがある場合を除き、法第二十三条の十に掲げる目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 附 則

この規程は、昭和三十七年八月一日から実施する。

### 附 則（昭和三八年八月三日 昭和三八年度規約第五号）

この規約は、昭和三十八年八月三日から実施する。

附 則（昭和三九年三月三一日 昭和三八年度規約第一一号）

この規約は、昭和三十九年三月三十一日から実施し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和四一年七月一日 昭和四一年度規約第一号）

この規約は、昭和四十一年七月一日から実施する。

附 則（昭和四三年三月三〇日昭和四二年度規約第六号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林大臣の承認のあつた日（昭和四十三年三月三十日）から実施し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和四四年三月二八日 昭和四三年度規約第六号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林大臣の承認のあつた日（昭和四十四年三月二十八日）から実施し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四五年三月二六日昭和四四年度規約第九号）

この規約は、昭和四十五年四月一日から実施する。

附 則（昭和四九年三月三〇日昭和四八年度規約第一二号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林大臣の承認のあつた日（昭和四十九年三月三十日）から実施する。ただし第十六条及び別表第三の改正規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年三月二八日昭和五二年度規約第一一号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の一部変更について農林大臣の承認のあつた日（昭和五十三年三月二十八日）から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年九月四日昭和五三年度規約第五号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認のあつた日（昭和五十三年九月四日）から施行し、昭和五十三年七月五日から適用する。

附 則（昭和五五年三月三一日昭和五四年度規約第一〇号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認のあつた日（昭和五十五年三月三十一日）から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五六六年三月二〇日昭和五五年度規約第一〇号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認のあつた日（昭和五六六年三月二〇日）から実施し、昭和五六六年四月一日から適用する。

附 則（昭和五七年五月三一日昭和五七年度規約第三号）

この規約は、昭和五七年六月一日から実施する。

附 則（昭和六一年三月二四日昭和六〇年度規約第三号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認のあつた日（昭和六十一年三月二十四日）から施行し、昭和六十年事業年度予算から適用する。

附 則（平成三年九月一三日平成三年度規約第六号）

この規約は、平成三年九月十六日から実施する。

附 則（平成七年四月三日平成六年度規約第一〇号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認のあつた日（平成七年四月三日）から実施する。

附 則（平成一〇年三月二三日平成九年度規約第七号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認の

あつた日（平成十年三月二三日）から実施し、平成九年事業年度決算から適用する。

附 則（平成一一年三月三一日平成一〇年度規約第五号）

- 1 この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認のあつた日（平成十一年三月三十一日）から施行する。
- 2 改正後の、第八条、第十六条及び第十八条の規定並びに改正後の別表第一、別表第二（別表第一の競馬業務勘定に係る損益計算書勘定科目及び別表第一の競馬業務勘定に係る損益計算書中「競馬公正化施設整備助成事業費」を「競馬公正確保・運営改善推進助成事業費」と改正する部分を除く。）及び別表第三は、平成十事業年度決算から適用する。
- 3 改正後の第七条の二及び第九条の規定並びに別表第一の競馬業務勘定に係る損益計算書勘定科目及び別表第二の競馬業務勘定に係る損益計算書中「競馬公正化施設整備助成事業費」を「競馬公正確保・運営改善推進事業費」と改正する部分は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則（平成一七年三月三一日平成一六年度規約第七号）

改正 平成二十年一〇月 九日平成二〇年度規約第四号  
令和 五年 三月二八日令和 四年度規約第八号

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認のあつた日（平成十七年三月二十八日）から実施し、平成十七年四月一日から適用する。

附 則（平成一八年三月三一日平成一七年度規約第三号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認のあつた日（平成十八年三月二十九日）から実施する。

附 則（平成二〇年一〇月九日平成二〇年度規約第四号）

この規約は、平成二十年十月九日から実施し、平成二十年一月一日から適用する。ただし、改正後の地方競馬全国協会会計規程第三条第二項、第五条第二項（「資本勘定」を「純資産勘定」に改める部分に限る。）、第十一条、第十五条、第十七条第五項、第十九条第二項、第二十条及び第四十七条第二項の規定並びに別表第一及び第二中「負債及び純資産の部」、「その他の無形固定資産」、「返還金・負担金」、「返還金収入」、「負担金収入」に係る部分並びに別表第三中無形固定資産の一括償却資産の項に係る部分は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二一年四月一七日平成二一年度規約第一号）

この規約は、平成二十一年四月十七日から実施し、別表第一の競馬活性化勘定に係る損益勘定科目の表の右欄及び別表第二の損益計算書の競馬活性化勘定に係る表の利益の部の摘要欄中「交付金収入」をそれぞれ「交付金・助成金収入」に改め、及び当該これらの欄中「中央競馬会交付金収入」の下にそれぞれ「全国競馬・畜産振興会助成金収入」を加える部分並びに別表第一の競馬活性化勘定に係る損益勘定科目の表の左欄中「競馬活性化事業事務費」の下及び別表第二の損益計算書の競馬活性化勘定に係る表の損失の部の摘要欄中「競馬活性化事業事務費」の下にそれぞれ「ダート重賞競走等共同広報費」を加える部分は平成二十事業年度から適用し、別表第一の競馬活性化勘定に係る損益勘定科目の表の左欄及び別表第二の損益計算書の競馬活性化勘定に係る表の損失の部の摘要欄中「競馬活性化事業事務費」をそれぞれ「競馬活性化事業推進費」に改める部分は平成二十一事業年度から適用する。

附 則（平成二一年八月二四日平成二一年度規約第二号）

この規約は、平成二十一年八月二十四日から実施し、平成二十一年八月三日から適用する。

附 則（平成二四年七月十九日 平成二四年度規約第三号）

- 1 この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認のあった日（平成二十四年七月十九日）から実施し、平成二十四年七月十九日から適用する。
- 2 平成二十四年三月三十一日以前に開始したファイナンス・リース取引に係る会計処理については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年一二月二八日 平成二四年度規約第八号）

この規約は、地方競馬全国協会会計規程の基本的事項の一部変更について農林水産大臣の承認のあった日（平成二十四年十二月二十八日）から実施する。

附 則（平成二五年四月一日 平成二五年度規約第一号）

この規約は、平成二十五年四月一日から実施する。

附 則（平成二七年三月三一日 平成二六年度規約第七号）

この規約は、平成二十七年四月一日から実施する。

附 則（平成二八年一二月八日 平成二八年度規約第六号）

この規約は、平成二十八年十二月八日から実施する。

附 則（令和五年三月二八日 令和四年度規約第八号）

この規約は、令和五年四月一日から実施する。

別表第1（第5条関係）

## 勘定科目表

畜産振興勘定

競馬業務勘定

競走馬生産振興勘定

競馬活性化勘定

貸借対照表勘定科目

(資産の部)		(負債及び純資産の部)	
流動資産		流动負債	
現金	金	短期借入金	
預金	金	未払金	
有価証券	券	未払費用	
貯蔵品	品	前受預り金	
未収金	息	預仮受金	
未収利息		賞与引当金	
前払金	金	リース債務	
仮払金	金	その他の流动負債	
前渡金	金		
その他の流动資産			
貸倒引当金			
固定資産		定期負債	
有形固定資産		長期借入金	
建物	物	长期未払金	
減価償却累計額		退職給付引当金	
構築物	物	長期預り補助金等	
減価償却累計額		リース債務	
車両	両	その他の固定負債	
減価償却累計額			
備品	品		
減価償却累計額		資本剰余金	
馬ひつ			
減価償却累計額		利益剰余金又は欠損金(△)	
土地		積立金又は繰越欠損金(△)	
馬場施設		当期利益金又は当期損失金(△)	
減価償却累計額			
建設仮勘定			
リース資産			
減価償却累計額			
その他の有形固定資産			
無形固定資産			
借地権			
電話加入権			
ソフトウェア			
リース資産			
その他の無形固定資産			
投資その他の資産			
長期性預金			

金 錢 信 託  
投 資 有 価 証 券  
関 係 会 社 株 式  
特 定 資 產  
敷 金 ・ 保 証 金  
長 期 未 収 金  
そ の 他 の 資 產  
貸 倒 引 当 金

中 間 勘 定  
本 部 勘 定  
教 養 センター 勘 定

中 間 勘 定  
本 部 勘 定  
教 養 センター 勘 定

畜産振興勘定

損益勘定科目

( 損失の部 )		( 利益の部 )	
経 常 費 用		経 常 収 益	
畜産振興補助事業費		交 付 金 等 収 入	
畜産振興事業費補助金		第一号交付金収入	
畜産振興補助事務費		国 庫 补 助 金 収 益	
畜 产 振 興 事 业 费		返 还 金 · 负 担 金	
畜 产 振 興 事 业 费		返 还 金 収 入	
馬産地再活性化事業費		负 担 金 収 入	
馬産地再活性化事業費助成金		馬産地再活性化事業返還金収入	
馬産地再活性化事業事務費			
国庫補助金返還金支出			
国庫補助金返還金支出			
管 理 費			
役 職 員 給 与			
退 職 給 与 金			
福 利 厚 生 費			
事 務 諸 費			
交 際 費			
企 画 広 報 費			
賞 与 引 当 金 繰 入 額			
貸 倒 引 当 金 繰 入 額			
減 価 償 却 費			
振 替 金		事 業 外 収 益	
競走馬生産振興勘定への振替		受 入 利 息	
繰 入 金		馬産地再活性化資金運用益	
競馬活性化勘定への繰入金		負 担 金 収 入	
事 業 外 費 用		過 年 度 収 入	
支 払 利 息		有 価 証 券 処 分 益	
馬産地再活性化基金繰入額		賞 与 引 当 金 戻 入 益	
過 年 度 支 払		雜 収 入	
有 価 証 券 処 分 損			
雜 損		特 别 利 益	
特 别 損 失		前 期 損 益 修 正 益	
前 期 損 益 修 正 損		固 定 資 產 処 分 益	
固 定 資 產 処 分 損		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	
固 定 資 產 評 価 損		そ の 他 特 別 利 益	
そ の 他 特 別 損 失			
利 益 金		欠 損 金	
当 期 利 益 金		当 期 損 失 金	

## 競馬業務勘定

## 損益勘定科目

( 損失の部 )		( 利益の部 )	
経常費用		経常収益	
競馬業務費		交付金収入	
登録業務費		第二号交付金収入	
免許業務費		競馬業務収入	
調教師・騎手養成訓練業務費		登録料収入	
専門職員養成訓練業務費		免許手数料収入	
専門職員派遣及びあつせん費		専門職員派遣収入	
競馬公正化促進事業費		調教師・騎手等養成収入	
競馬正確確保・運営改善推進助成事業費		返還金・負担金	
競馬振興促進費		返還金収入	
管理費		負担金収入	
役職員給与			
退職給与金			
福利厚生費			
事務諸費			
交際費			
企画広報費			
賞与引当金繰入額		事業外収益	
貸倒引当金繰入額		受入利息	
減価償却費		負担金収入	
繰入金		過年度収入	
競馬活性化勘定への繰入金		有価証券処分益	
事業外費用		賞与引当金戻入益	
支払利息		雜収入	
過年度支払			
有価証券処分損			
雜損			
特別損失		特別利益	
前期損益修正損		前期損益修正益	
固定資産処分損		固定資産処分益	
固定資産評価損		貸倒引当金戻入益	
その他特別損失		その他特別利益	
利益金		損金	
当期利益金		当期損失金	

競走馬生産振興勘定

損益勘定科目

( 損失の部 )	( 利益の部 )
経常費用	経常収益
競走馬生産振興事業費	交付金収入 中央競馬会交付金収入
競走馬生産振興事業費補助金	振替金 畜産振興勘定から振替
競走馬生産振興事業事務費	返還金・負担金収入 返還金収入 負担金収入
事業外費用	事業外収益
支払利息	受入利息
過年度支払	過年度収入
雜損	雜収入
特別損失	特別利益
前期損益修正損	前期損益修正益
利益金	欠損金
当期利益金	当期損失金

競馬活性化勘定

損益勘定科目

( 損失の部 )		( 利益の部 )	
経 常 費 用		経 常 収 益	
競馬活性化事業費		交付金・助成金収入	
競馬活性化事業費補助金		中央競馬会交付金収入	
共同利用施設等整備費		中央競馬会助成金収入	
競馬活性化事業推進費		全国競馬・畜産振興会助成金収入	
ダート重賞競走等共同広報費			
管 理 費		繰 入 金	
減 価 償 却 費		畜産振興勘定から繰入金	
事 業 外 費 用		競馬業務勘定から繰入金	
支 払 利 息		返還金・負担金	
過 年 度 支 払		返還金収入	
雜 損		負担金収入	
特 別 損 失		事 業 外 収 益	
前期損益修正損		受 入 利 息	
固定資産処分損		過 年 度 収 入	
利 益 金		雜 収 入	
当 期 利 益 金		特 別 利 益	
		前期損益修正益	
		固定資産処分益	
		欠 損 金	
		当 期 損 失 金	

## 別表第2（第6条関係）

## 財務諸表

## 財産目録

畜産振興勘定

競馬業務勘定

競走馬生産振興勘定

競馬活性化勘定

年月日

摘要	内訳	金額	
		円	円
流動資産			
現金			
預金			
有価証券			
貯蔵品			
未収金			
未収利息			
前払金			
仮払金			
前渡金			
その他の流動資産			
貸倒引当金			
流動資産計			
固定資産			
有形固定資産			
建物			
減価償却累計額			
構築物			
減価償却累計額			
車両			
減価償却累計額			
備品			
減価償却累計額			
馬ひつ			
減価償却累計額			
土地			
馬場施設			
減価償却累計額			
建設仮勘定			
リース資産			
減価償却累計額			
その他の有形固定資産			

無形固定資産			
借地権			
電話加入権			
ソフトウェア			
リース資産			
その他の無形固定資産			
投資その他の資産			
長期性預金			
金銭信託			
投資有価証券			
関係会社株式			
特定資産			
敷金・保証金			
長期未収金			
その他の資産			
貸倒引当金			
固定資産計			
資産合計			
流動負債			
短期借入金			
未払金			
未払費用			
前受金			
預り金			
仮受金			
賞与引当金			
リース債務			
その他の流動負債			
流動負債計			
固定負債			
長期借入金			
長期未払金			
退職給付引当金			
長期預り補助金等			
リース債務			
その他の固定負債			
固定負債計			
負債合計			
差引正味財産			

## 貸 借 対 照 表

畜産振興勘定

競馬業務勘定

競走馬生産振興勘定

競馬活性化勘定

年 月 日現在

資産の部			負債及び純資産の部		
摘要	金額		摘要	金額	
	円	円		円	円
流動資産			流动負債		
現金			短期借入金		
預金			未払金		
有価証券			未払費用		
貯蔵品			前受金		
未収金			預り金		
未収利息			仮受金		
前払金			賞与引当金		
仮払金			リース債務		
前渡金			その他の流動負債		
その他の流動資産					
貸倒引当金					
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			長期未払金		
減価償却累計額			退職給付引当金		
構築物			長期預り補助金等		
減価償却累計額			リース債務		
車両			その他の固定負債		
減価償却累計額					
備品			資本剩余金		
減価償却累計額					
馬ひつ			利益剰余金又は欠損金(△)		
減価償却累計額			積立金又は繰越欠損金(△)		
土地			当期利益金又は当期損失金(△)		
馬場施設					
減価償却累計額					
建設仮勘定					
リース資産					
減価償却累計額					
その他の有形固定資産					
無形固定資産					
借地権					
電話加入権					
ソフトウェア					
リース資産					
その他の無形固定資産					
投資その他の資産					
長期性預金					
金銭信託					

投資有価証券			
関係会社株式			
特定資産			
敷金・保証金			
長期未収金			
その他の資産			
貸倒引当金			
資産合計			負債・純資産合計

損益計算書

畜産振興勘定

自 年 月 日  
至 年 月 日

損失の部		利益の部	
摘要	金額	摘要	金額
経常費用	円	経常収益	円
畜産振興補助事業費		交付金等収入	
畜産振興事業費補助金		第一号交付金収入	
畜産振興補助事務費		国庫補助金収益	
畜産振興事業費		返還金・負担金	
畜産振興事業費		返還金収入	
馬産地再活性化事業費		負担金収入	
馬産地再活性化事業費助成金		馬産地再活性化事業返還金収入	
馬産地再活性化事業事務費			
管理費			
役職員給与			
退職給与金			
福利厚生費			
事務諸費			
交際費			
企画広報費			
賞与引当金繰入額			
貸倒引当金繰入額			
減価償却費			
振替金			
競走馬生産振興勘定への振替			
繰入金			
競馬活性化勘定への繰			

入金		事業外収益	
事業外費用		受入利息	
支払利息		馬産地再活性化資金運用益	
馬産地再活性化基金繰入額		負担金収入	
過年度支払		過年度収入	
有価証券処分損		有価証券処分益	
雜損		賞与引当金戻入益	
特別損失		雜収入	
前期損益修正損		特別利益	
固定資産処分損		前期損益修正益	
固定資産評価損		固定資産処分益	
その他特別損失		貸倒引当金戻入益	
利益金		その他特別利益	
当期利益金		欠損金	
合計		当期損失金	
		合計	

## 損益計算書

競馬業務勘定

自 年 月 日

至 年 月 日

損失の部		利益の部	
摘要	金額	摘要	金額
経常費用	円	経常収益	円
競馬業務費		交付金収入	
登録業務費		第二号交付金収入	
免許業務費		競馬業務収入	
調教師・騎手養成訓練業務費		登録料収入	
専門職員養成訓練業務費		免許手数料収入	
専門職員派遣及びあつせん費		専門職員派遣収入	
競馬公正化促進事業費		調教師・騎手等養成収入	
競馬正確確保・運営改善推進助成事業費		返還金・負担金	
競馬振興促進費		返還金収入	
管 理 費		負担金収入	
役職員給与			
退職給与金			
福利厚生費			
事務諸費			
交際費			
企画広報費			
賞与引当金繰入額			
貸倒引当金繰入額			
減価償却費			
繰入金		事業外収益	
競馬活性化勘定への繰入金		受入利息	
事業外費用		負担金収入	
支払利息		過年度収入	
過年度支払		有価証券処分益	
有価証券処分損		賞与引当金戻入益	
雑損		雑収入	
特別損失		特別利益	
前期損益修正損		前期損益修正益	
固定資産処分損		固定資産処分益	
固定資産評価損		貸倒引当金戻入益	

その他特別損失		その他特別利益	
利 益 金		欠 損 金	
当 期 利 益 金		当 期 損 失 金	
合 計		合 計	

損 益 計 算 書

競走馬生産振興勘定

自 年 月 日  
至 年 月 日

損失の部		利益の部	
摘要	金額	摘要	金額
経 常 費 用	円	経 常 収 益	円
競走馬生産振興事業費		交付金収入	
競走馬生産振興事業費補助金		中央競馬会交付金収入	
競走馬生産振興事業事務費		振 替 金	
		畜産振興勘定から振替	
		返還金・負担金	
		返還金収入	
		負担金収入	
事 業 外 費 用		事 業 外 収 益	
支 払 利 息		受 入 利 息	
過 年 度 支 払		過 年 度 収 入	
雜 損		雜 収 入	
特 別 損 失		特 別 利 益	
前 期 損 益 修 正 損		前 期 損 益 修 正 益	
利 益 金		欠 損 金	
当 期 利 益 金		当 期 損 失 金	
合 計		合 計	

## 損 益 計 算 書

競馬活性化勘定

自 年 月 日  
至 年 月 日

損失の部		利益の部	
摘要	金額	摘要	金額
経常費用	円	経常収益	円
競馬活性化事業費		交付金・助成金収入	
競馬活性化事業費補助金		中央競馬会交付金収入	
共同利用施設等整備費		中央競馬会助成金収入	
競馬活性化事業推進費		全国競馬・畜産振興会助成金収入	
ダート重賞競走等共同広報費			
管理費		繰入金	
減価償却費		畜産振興勘定から繰入金	
事業外費用		競馬業務勘定から繰入金	
支払利息		返還金・負担金	
過年度支払		返還金収入	
雑損		負担金収入	
特別損失		事業外収益	
前期損益修正損		受入利息	
固定資産処分損		過年度収入	
利益金		雑収入	
当期利益金		特別利益	
合計		前期損益修正益	
		固定資産処分益	
		欠損金	
		当期損失金	
		合計	

別表第3（第18条関係）

固定資産耐用年数表

種類	構造又は用途	耐用年数	
建物 1 建物 (1) 事務所用又は美術館用及び(2)から(4)以外のもの	事務所、展示館その他これらに類するもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの れんが造、石造又はブロック造のもの 金属造のもの 木造又は合成樹脂のもの 木骨モルタル造のもの	50 41 38 24 22
(2) 住宅用、寄宿舎用、宿泊用又は体育館用	舎宅、寄宿舎、厚生施設、体育館その他これらに類するもの	鉄骨鉄筋コンクリート造のもの れんが造、石造又はブロック造のもの 金属造のもの 木造又は合成樹脂のもの 木骨モルタル造のもの	47 38 34 22 20
(3) 飲食店用、貸席用又は劇場用	食堂、集会所その他これらに類するもの	鉄骨鉄筋コンクリート造のもの れんが造、石造又はブロック造のもの 金属造のもの 木造又は合成樹脂のもの 木骨モルタル造のもの	41 38 31 20 19
(4) 変電所用、発電所用、送受信用、車庫用、格納庫用、荷扱所用又はと畜場用及び倉庫用	車庫、格納庫、物置、管理棟、診療棟、きゅう舎、馬衡所、堆肥舎、乾草庫、便所、倉庫その他これらに類するもの	鉄骨鉄筋コンクリート造のもの れんが造、石造又はブロック造のもの 金属造のもの 木造又は合成樹脂のもの 木骨モルタル造のもの	38 34 31 17 15
2 建物附属設備 (1) 電機設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15	
(2) 給排水又は衛生設備及びガス設備		15	
(3) 冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他のもの	13 15	
(4) 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8	
(5) 可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3 15	
(6) 前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの	18	

	の及び前掲の区分によらないもの	その他のもの	10
	3 一括償却資産	前掲のもののうち取得価額が20万円未満のもの	3
構築物	1 堤防及び擁壁、門及び塀、水道設備、給排水設備、衛生設備、焼却炉及び煙突、燃料貯蔵庫その他2以外の土地に定着する工作物	諸金属類、鉄骨コンクリート、鉄筋コンクリート、コンクリート及びこれらに準ずるものを主体としたもの	15
		木材、土及びこれらに準ずるものを主体としたもの	10
	2 舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷き、石敷のもの	15
		アスファルト敷、木れんが敷きのもの	10
		ビチューマル敷きのもの	3
	3 一括償却資産	前掲のもののうち取得価額が20万円未満のもの	3
馬ひつ	1 訓練用馬及び展示用馬	10より取得時における当該馬の馬齢(数え年)に相応する数を控除した年数、ただし、この年数が2を下回る場合は2年とする。	
	2 一括償却資産	前掲のもののうち取得価額が20万円未満のもの	3
車両	1 自動車等	消防車、救急車、散水車、乗用車、バス、ライトバンその他これらに類するもの	5
		トラック、ジープ、けん引車その他これらに類するもの及び小型車(排気量が0.66リットル以下のものをいう。)	4
		二輪又は三輪自動車	3
	2 前掲のもの以外のもの	自走式作業用機械	5
		トレーラー、繫駕車その他これらに類するもの及びフォークリフト	4
	3 一括償却資産	前掲のもののうち、取得価額が20万円未満のもの	3
備品	1 馬具	鞍その他これに類するもの	3
	2 家具、電気器具、ガス器具及び家庭用品	事務机、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		応接セット	8
		ベッド	8
		陳列棚及び陳列ケース	
		冷凍機又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
		その他の家具 主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器		5

	冷房用又は暖房用機器	6
	電気冷蔵庫又は電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	カーテン、座布団、寝具その他これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物	6
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	1 5 8
	食事又はちゅう房用品 陶磁器又はガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	1 5 8
3 事務機器及び通信機器	電子計算機 パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。） その他のもの	4 5
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、ファクシミリその他の事務機器	5
	インターфон及び放送設備	6
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルホン電話設備 その他のもの	6 1 0
4 時計、試験機器及び測定機器	時計	1 0
	度量衡機	5
	試験又は測定機	5
5 光学機器及び写真作成機器	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他機器	8
6 看板及び広告器具	看板	3
	模型	2
	前掲以外のもの 主として金属製のもの その他のもの	1 0 5
7 金庫	手提げ金庫	5
	その他のもの	2 0
8 医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器、調剤機器	4

	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	4
	その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
9 娯楽又はスポーツ器具	碁、将棋、麻雀その他の遊戯具 スポーツ具 前掲以外のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 3 10 5
10 機械類	発馬機 芝刈機 散粉機、モア、ハローその他の作業用機械	5 5 4
11 前掲のもの以外のもの	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ 自動販売機（手動のものを含む。） 焼却炉 汚水又はばい煙処理装置 ポンプ 汚水処理用のもの 温泉用のもの その他のもの	2 5 5 7 7 3 8
12 前掲する資産のうち当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	15 8
13 一括償却資産	前掲のもののうち取得価額が20万円未満のもの	3
馬場施設	1 訓練・調教設備	角馬場、放牧場、自由飛越場その他これらに類するものの
	2 馬場	競走走路、練習走路
	3 馬場工作物	馬場柵、放牧柵、ハロン棒、固定障害、観覧台その他これらに類するもの
	4 塔	審判台、パトロールタワーその他これらに類するもの
	5 一括償却資産	前掲のもののうち取得価額が20万円未満のもの

		通常の売買取引に係る方法に準じて処理を行ったファイナンス・リース物件で、所有権が借主に移転すると認められ、前掲する有形固定資産に区分するものをいう。	前掲する有形固定資産の耐用年数とする。
		通常の売買取引に係る方法に準じて処理を行ったファイナンス・リース物件で、所有権が借主に移転しないと認められ、前掲する有形固定資産に区分するものをいう。	当該物件のリース期間とする。
無形固定資産	1 ソフトウェア	自社利用目的のもの	5
	2 一括償却資産	前掲のもののうち取得価格が 20 万円未満のもの	
	3 リース資産	通常の売買取引に係る方法に準じて処理を行ったファイナンス・リース物件で、所有権が借主に移転すると認められるもの。	当該物件のリース期間とする。
		通常の売買取引に係る方法に準じて処理を行ったファイナンス・リース物件で、所有権が借主に移転しないと認められるもの。	

(注) 本表の区分により耐用年数を定めることが困難である資産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 から第 8 に準じて耐用年数を定めるものとする。